

現行	改定	摘 要
<p data-bbox="350 604 1199 667">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1092 953 1383 1528"> 平成 9年 4月 改定 平成18年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定 令和 3年10月 一部改定 令和 4年10月 一部改定 </p> <p data-bbox="575 1776 979 1831">山梨県県土整備部</p>	<p data-bbox="1578 604 2427 667">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="2309 953 2599 1570"> 平成 9年 4月 改定 平成18年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定 令和 3年10月 一部改定 令和 4年10月 一部改定 令和 5年10月 一部改定 </p> <p data-bbox="1804 1776 2208 1831">山梨県県土整備部</p>	

現行	改定	摘 要
地質・土質調査業務共通仕様書		地質・土質調査業務共通仕様書
目 次	目 次	
第1章 総 則…………… 1 第101条 適用…………… 1 第102条 用語の定義…………… 1 第103条 受発注者の責務…………… 3 第104条 業務の着手…………… 3 第105条 調査地点の確認…………… 3 第106条 設計図書の支給及び点検…………… 3 第107条 監督員…………… 3 第108条 業務主任技術者…………… 4 第109条 照査の実施…………… 4 第110条 担当技術者…………… 4 第111条 提出書類…………… 4 第112条 打合せ等…………… 5 第113条 業務計画書…………… 5 第114条 資料等の貸与及び返却…………… 6 第115条 関係官公庁への手続き等…………… 7 第116条 地元関係者との交渉等…………… 7 第117条 土地への立ち入り等…………… 7 第118条 成果物の提出…………… 7 第119条 関係法令及び条例の遵守…………… 8 第120条 検査…………… 8 第121条 修補…………… 8 第122条 条件変更等…………… 8 第123条 契約変更…………… 8 第124条 履行期間の変更…………… 9 第125条 一時中止…………… 9 第126条 発注者の賠償責任…………… 10 第127条 受注者の賠償責任…………… 10 第128条 部分使用…………… 10 第129条 再委託…………… 10 第130条 成果物の使用等…………… 10 第131条 守秘義務…………… 11 第132条 個人情報の取り扱い…………… 11 第133条 安全等の確保…………… 12 第134条 臨機の措置…………… 14	第1章 総 則…………… 1 第101条 適用…………… 1 第102条 用語の定義…………… 1 第103条 受発注者の責務…………… 3 第104条 業務の着手…………… 3 第105条 調査地点の確認…………… 3 第106条 設計図書の支給及び点検…………… 3 第107条 監督員…………… 3 第108条 業務主任技術者…………… 4 第109条 照査の実施…………… 4 第110条 担当技術者…………… 4 第111条 提出書類…………… 4 第112条 打合せ等…………… 5 第113条 業務計画書…………… 5 第114条 資料等の貸与及び返却…………… 6 第115条 関係官公庁への手続き等…………… 6 第116条 地元関係者との交渉等…………… 6 第117条 土地への立ち入り等…………… 7 第118条 成果物の提出…………… 7 第119条 関係法令及び条例の遵守…………… 8 第120条 検査…………… 8 第121条 修補…………… 8 第122条 条件変更等…………… 8 第123条 契約変更…………… 9 第124条 履行期間の変更…………… 9 第125条 一時中止…………… 9 第126条 発注者の賠償責任…………… 10 第127条 受注者の賠償責任…………… 10 第128条 部分使用…………… 10 第129条 再委託…………… 10 第130条 成果物の使用等…………… 11 第131条 守秘義務…………… 11 第132条 個人情報の取り扱い…………… 11 第133条 安全等の確保…………… 13 第134条 臨機の措置…………… 14	

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 103 条 受発注者の責務 受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>第 109 条 照査技術者及び照査の実施 1. 受注者は、業務に実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</p> <p>第 112 条 打合せ等 4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表等による。</p> <p>第 139 条 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 機械ボーリング</p> <p>第 203 条 調査等 5. 検尺 (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。 (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうねロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 サウンディング</p> <p>第 2 節 スウェーデン式 サウンディング試験</p> <p>第 404 条 目的 スウェーデン式 サウンディング試験は、深さ 10m 程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合または土層の構成を判定することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 103 条 受発注者の責務 1. 受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。 3. 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p> <p>第 109 条 照査の実施 1. 受注者は、業務に実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</p> <p>第 112 条 打合せ等 4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表等による。</p> <p>第 139 条 保険加入の義務 1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 機械ボーリング</p> <p>第 203 条 調査等 5. 検尺 (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。 (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会もしくは遠隔臨場のうねロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 サウンディング</p> <p>第 2 節 スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式 サウンディング試験）</p> <p>第 404 条 目的 スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式 サウンディング試験）は、深さ 10m 程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合または土層の構成を判定することを目的とする。</p>	

現行	改定	摘 要
<p>第 405 条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び器具は、JISA1221（スウェーデン式 サウンディング試験方法）によるものとする。</p> <p>第 406 条 成果物</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む)</p> <p>試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJISA1221（スウェーデン式 サウンディング試験方法）により整理し提出するものとする。</p>	<p>第 405 条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び器具は、JISA1221（スクリーウエイト貫入試験方法（旧 スウェーデン式 サウンディング試験方法））によるものとする。</p> <p>第 406 条 成果物</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む)</p> <p>(2)試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJISA1221（スクリーウエイト貫入試験方法（旧 スウェーデン式 サウンディング試験方法））により整理し提出するものとする。</p>	